

策定年月	平成 5年 11月
変更月日	平成 13年 2月
	平成 17年 12月
	平成 22年 3月
	平成 26年 6月
	平成 27年 3月
	令和 2年 4月
	令和 5年 4月
	令和 7年 月

# 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本方針 (案)

※朱書き部分が今回の変更点

なお、第2の1については営農類型及び経営規模のみ  
朱書きとしている。

令和 7年 月

福 島 県

# 目 次

1		
2		
3	基本方針策定の趣旨	
4	基本方針の期間	
5		
6	第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
7	1 福島県の位置、気候及び農業の現状	1
8	2 農業構造の変化	1
9	3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	2
10	4 地方別の基本的な方向	6
11		
12	第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	9
13	1 地方別経営類型	10
14	2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標	20
15	3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営	
16	の基本的指標	23
17		
18	第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備とその他支援	
19	の実施に関する事項	23
20	1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	23
21	2 農業経営・就農支援センターの運営方針及び体制	24
22	3 県が主体的に行う取組	25
23	4 関係機関・団体との連携・役割分担の考え方	26
24	5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のため	
25	の情報収集・相互提供	28
26		
27	第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に	
28	関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	29
29		
30	第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項	30
31	1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	30
32	2 新規就農者等の確保に関する事項	32
33	3 新規就農者等の育成に関する事項	33
34	4 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	34
35		

## 1 基本方針策定の趣旨

3 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）では、効率的  
4 かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業  
5 構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向け  
6 て農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積や経営管理の  
7 合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることとしてお  
8 り、県は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を  
9 定めるものと規定されています。

10 基本方針は、県が自らの地域の農業のあるべき姿について、そのビジョンを描き、今後の  
11 農政を推進する目標として策定するものであり、おおむね5年ごとに変更し、その後の10年  
12 間を見通して定めるものとなっています。本県では、平成5年11月に「福島県農業経営基  
13 盤の強化の促進に関する基本方針」を策定し、同法施行令に基づき、見直しを行っています。

## 16 基本方針の期間

18 令和7年度から令和16年度までの10年間

# 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

## 1 福島県の位置、気候及び農業の現状

本県は、東北地方の最南端に位置し、全国第3位の広大な県土を有しており、県内は中通り、会津及び浜通りの3地方に分けられ、積雪地帯から冬季温暖な地域まで変化に富んだ豊かな自然条件のもと、多様な農業経営が展開されている。

さらに、本県は、気象、地勢等の自然条件に加え、人口、産業構造等の社会経済的条件を異にする多くの特性をもった地域によって構成されており、冬季温暖で日照時間の豊かな浜通り地方にあっては、野菜や花き等の施設型農業を確立し、中通りや会津の広大な農用地を有する盆地や平坦地域にあっては、土地利用型作物を中心に野菜や花き等を配した複合型農業を展開して、適地適作による主産地形成と地域農業の複合化を一体的に推進し、収益性の高い農業経営を確立している。また、耕地面積の約3割を占める中山間地域においては、冷涼な気候や昼夜の温度較差といった平坦地では得ることのできない貴重な特性を巧みに活用した多様な農業生産を推進するとともに、高付加価値型農業を促進している。

農業生産振興の基礎となる土地基盤については、それぞれの地域、土地条件等に応じた整備を行い、高性能農業機械やスマート農業等の先端技術の導入によって農業生産性の向上を図ることとしている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「震災」という。）では津波被害により多くの農用地が被災し、さらに東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。なお、原発事故による災害を「原子力災害」という。）による放射性物質の拡散等で多くの農業者が避難を余儀なくされた。

加えて、米の作付制限や農産物の出荷制限、さらには風評による買い控え等の問題が発生するなど農業生産に大きな影響を及ぼした。

震災から14年が経過した現在では、地震や津波による農用地等の被害からの復旧はほぼ完了しているものの、いまだに避難が継続する地域や農産物の風評による影響が残っており、原子力災害に起因する複合的な影響が見られる。

また、営農再開の状況については、避難指示解除が早かった地域での営農再開率は60%を超えており営農再開が徐々に進んでいるが、避難指示の解除が遅かった地域などでは長期の避難による担い手不足が深刻化しており、令和6年3月時点での避難地域12市町村における営農再開率は49.7%にとどまっている。

## 2 農業構造の変化

農林業センサスに基づく本県の総農家数、農業の中心的な役割を担っている主業経営体数のほか、準主業経営体数、副業的経営体数も、減少傾向で推移している。

また、基幹的農業従事者数も減少しており、その年齢構成は65歳以上の割合が7割以上を占め、年々高齢化が進行している。

本県農業の中心的な担い手である認定農業者（法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者）は、震災及び原子力災害による営農中止や営農意欲の減退等により、平成

1 22年度から減少に転じたものの、経営所得安定対策の対象要件の変更に伴い、平成26年度に震災  
2 前の水準より大幅に増加した。しかしながら、高齢化等の影響により、令和元年度以降は、再び減  
3 少傾向に転じている。

4 将来の農業を担う新規就農者も震災等の影響により一時的に落ち込んだものの、平成27年度調  
5 査以降は毎年200人以上、さらに令和4年度からは300人以上で推移している。就農形態別に見  
6 ると、自ら農業を営む自営就農に加え、近年、農業法人等に正規の従業員として雇用された「雇用  
7 就農者」が増加傾向にある。

8 経営耕地面積の規模別経営体数について、担い手への農用地の集積が加速していることにより  
9 10ha以上の階層の増加が著しい。

10 一方、中山間地域を中心に、兼業化や高齢化、農業後継者の不在等により遊休農地が増加してお  
11 り、効率的な農用地の利用の面で障害となるなど問題が顕在化してきている。

### 12 13 3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

14 このような情勢の中で、農業を本県の基幹産業として今後とも振興していくためには、農業が職  
15 業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなることが重要である。そのため、おおむね10  
16 年後の育成すべき農業経営の目標を明らかにするとともに、その実現に向けて、農業経営の改善を  
17 計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化その他農業経営基盤  
18 の強化を促進するための施策を関係団体等と連携しながら総合的かつ集中的に実施することとす  
19 る。

#### 20 21 (1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成の推進目標

22 地域における優良な経営の事例を踏まえつつ、他産業従事者並みの年間総労働時間（主たる従  
23 事者1人当たり1,800時間程度）で、地域他産業従事者と遜色ない生涯所得に相当する年間  
24 農業所得（主たる従事者1人当たり460万円以上、1個別経営体当たり590万円（主たる従事  
25 者1人+補助従事者1人）以上）を確保することができる、効率的かつ安定的な農業経営を育成  
26 するとともに、これらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目標とす  
27 る。

#### 28 29 (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の推進目標

30 ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

31 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標は、令和3年12月策定の「福  
32 島県農林水産業振興計画」に掲げる新規就農者数の目標（令和12年度）400人以上とする。

33 なお、新規就農者の定義は、年間150日以上農業に従事する青年等（45歳未満の青年及  
34 び45歳以上65歳未満の特定の知識・技能を有する中高年齢者）とする。

35 イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

36 青年等にとって、農業が「職業として選択しうる魅力」を持ち、「やりがいのあるもの」  
37 であることが必要であるため、(1)に示した効率的かつ安定的な農業経営の所得目標を将来  
38 実現することを基本とする。そのため、本県の他産業従事者並みの年間総労働時間（主た

1 　　る従事者1人当たり1,800時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には、  
2 　　(1)に示した効率的かつ安定的な農業経営の所得目標の60%（中山間地域の場合55%）に  
3 　　達していることを目標とする。

#### 4 ウ 農業法人等への雇用により就農しようとする青年等が目標とすべき水準

5 　　農業法人等への雇用により就農しようとする青年等は、農業法人等での農業従事を通じ  
6 　　て地域農業を担うことはもとより、将来、当該農業法人等の経営者となることや、自らが  
7 　　効率的かつ安定的な農業経営体が発展していくことが期待される。このため、農業法人等  
8 　　への就農後5年間で、将来必要となる経営管理能力や栽培技術を習得することを目標とす  
9 　　る。

### 11 (3) 担い手育成の考え方

12 　　本県農業の持続的な発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、地  
13 　　域の話合いに基づき策定した地域計画（法第19条第1項の規定による地域計画をいう。以下同  
14 　　じ。）の実現に向けて、計画の見直しを推進するとともに、将来にわたり地域の中心的な経営体  
15 　　として位置付けられる担い手の確保を図る。

16 　　個別の担い手については、認定農業者や認定新規就農者（法第14条の4第1項の規定による  
17 　　青年等就農計画の認定を受けた農業者）等の確保・育成を基本とし、個別の担い手の確保が困難  
18 　　な地域においては、農作業受託組織や集落営農組織、さらにJA出資型農業法人や農業参入企業  
19 　　等の地域の実情に応じた農業を担う者を育成する。

20 　　また、農作業受託組織等の任意組織については、集落での話合いと経理の一元化を進め、集落  
21 　　営農組織に育成するとともに、法人化を推進する。農用地の維持管理方法等に関して集落内での  
22 　　合意形成が整ったものについては、特定農業団体や特定農業法人への移行を図る。

### 24 (4) 目標達成のための推進方向

25 　　これら目標を達成するため、以下に取り組むこととする。

#### 26 ア 認定農業者等の育成

27 　　地域における話合いに基づいた地域計画により、将来の農地利用の姿を明確にし、認定農業  
28 　　者等の担い手への農用地の利用集積・集約化を加速するほか、農地整備事業の活用によるほ場  
29 　　の大区画化やスマート農業等先端技術の導入などを推進し、経営規模の拡大と生産性の向上を  
30 　　図る。

#### 32 イ 法人化の推進

33 　　企業的経営管理の実施や就業条件の整備、経営継承等の支援と併せて、法人化を促し、新規  
34 　　就農者（雇用就農）の受け皿ともなる経営体を育成する。

35 　　農業生産組織については、経営の効率化を図りながら、構成員の意向や経営の実態に応じて  
36 　　法人化へ誘導する。

1 ウ 新規就農者等（農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者）の確保・育成  
2 (ア) 農業への理解促進や就農情報の発信を進めるとともに、福島県農業経営・就農支援センター（以下「センター」という。）において、多様な就農希望者からの相談にきめ細かに対応  
3 し、円滑に就農できる体系的な支援を行う。  
4

5  
6 (イ) 福島県農業総合センター農業短期大学校（以下「農業短期大学校」という。）における施設機能や実践的なカリキュラム・研修制度の充実に加え、農業法人等における雇用形態での  
7 研修などにより就農を促進する。  
8

9  
10 (ウ) 新規就農者等の定着を図るため、市町村や関係機関・団体等と連携した栽培技術向上支援  
11 や経営基盤の確保支援など、地域全体で支援する体制整備を進める。  
12

### 13 エ 企業等の農業参入の推進

14 企業等に対する支援策や農地等の情報提供や相談対応、参入後の経営発展等を支援すると  
15 ともに、認定農業者への誘導等により地域に根ざした営農活動を促進する。  
16

### 17 オ 集落営農の推進

18 地域の合意に基づき、担い手を中心に、小規模な農業者、高齢農業者等の多様な経営体等が、  
19 農用地、農業用水等の農業生産の基盤となる資源の維持管理や補助労働力の提供等の役割を  
20 発揮できる持続的な営農システムの構築を支援する。  
21

### 22 カ 女性農業者の経営参画促進

23 本県の基幹的農業従事者数の約4割を占める女性農業者については、農業生産の重要な担い  
24 手であることから、家族経営協定の締結と農業経営改善計画の共同申請の推進、集落営農組織  
25 への参加・協力等を通じ、農業経営への一層の参画を促進する。  
26

### 27 キ 土地利用型農業経営の推進

28 土地利用型農業経営については、農用地の面的集積による一層の規模拡大や分散錯ほの解消  
29 に向けた農用地の集約を進めるとともに、地域の条件に合った適地適作を基本とする品種や栽  
30 培方法の組み合わせを推進する。  
31

32 また、スマート農業技術や低コスト化のための技術の開発・普及及び農地整備事業等を連動  
33 させながら、規模拡大を推進する。さらに、経営所得安定対策等を積極的に活用しながら、主  
34 食用米と飼料用米、加工用米、ホールクロップサイレージ用稲（以下「WCS用稲」という。）  
35 等の非主食用米や麦、大豆、そば、飼料作物等の生産を組み合わせた効率的な経営の確立を目  
36 指す。

### 37 ク 集約型農業経営の推進

38 集約型農業経営については、地域の条件に応じて、野菜、果樹、花き、菌茸、工芸作物等の

1 導入及び生産拡大のための機械化、施設化等、生産基盤の整備を一層推進する。さらに、労働  
2 負担軽減のための省力生産技術の開発・普及及び安定的な雇用確保に資する地域の労働力補  
3 完システムの確立等を推進する。

4  
5 ケ 持続可能な畜産経営の推進

6 畜産経営については、経営規模の拡大、生産性の向上、耕種農家等との連携を含めた生産基  
7 盤の拡大による低コスト化、優良家畜の導入による生産性向上、家畜排せつ物の循環利用等に  
8 より、持続可能な畜産経営の実現を図る。

9  
10 コ 地域産業6次化の推進

11 農村資源と人材・技術等を生かしつつ、第2次・第3次産業など地域の他産業分野と連携し  
12 ながら、農産物等の付加価値向上を図る地域産業の6次化を推進し、農業者の所得向上と地域  
13 の雇用確保による地域経済の活性化を図る。

14  
15 サ 環境と共生する農業の推進

16 福島県環境負荷低減事業活動実施計画の認定(みどり認定)(以下「みどり認定」という。)  
17 を取得し、環境負荷低減事業活動に取り組む農業者の育成や有機栽培、特別栽培等の環境と共  
18 生する農業を推進する。

19  
20 シ G A Pの推進

21 持続可能な農業経営を確立するため、食品安全、環境保全、労働安全等に配慮したG A P  
22 認証取得に向けた取組を推進する。

23  
24 ス 避難地域等の営農再開支援

25 新たな経営・生産方式の導入による生産性の高い経営の展開や、農産物の広域的な産地形成  
26 を進めるとともに、新たな担い手の確保を推進する。

27  
28 セ スマート農業の推進

29 省力化・効率化や収量・品質の向上に向けて、ロボット、A I、I o Tなどの先端技術の活  
30 用を進める。

## 1 4 地方別の基本的な方向

2

### 3 (1) 県北地方

4 福島市や伊達市の一部市街地近郊地帯は、果樹、野菜、花き等を主体とした多品目生産かつ資  
5 本集約的な都市型農業の確立を、また、平坦部では、低コストで効率的な水田農業の確立と果樹、  
6 野菜等の園芸作物及び畜産を基幹とした生産性の高い複合経営の確立を目指す。特に、先進的な  
7 産地として既に定着しているもも、りんご等果樹は、新植・改植と併せた品種構成の改善、経営  
8 面積の拡大による果樹経営の体質強化を図るとともに、あんぽ柿産地の復興に向けた取組を進  
9 め、全国に誇れる果樹産地づくりを進める。

10 阿武隈高地を中心とした中山間地域については、豊かな草地資源等の有利な立地条件を生かした  
11 た畜産、冷涼な気象条件等の地域特性を生かした野菜、花き等の振興を図る。

12 地域農業の担い手については、新規就農者を確保し、地域への定着と経営の確立につなげなが  
13 ら認定農業者の確保・育成を図るとともに、GAP認証取得による経営の高度化を支援する。ま  
14 た、地域の実情に応じた地域計画の実現に向けた支援と並行して、農地中間管理事業等を積極  
15 的に活用することにより、担い手への農用地の利用集積を促進する。

16 営農再開した地域では、管理耕作後の農用地の有効利用のため、中心的经营体等の育成や農  
17 地中間管理事業を活用した農用地の利用集積等を進め、より効率的な営農体制の構築を支援す  
18 る。

19

### 20 (2) 県中地方

21 市町村と連携したサポート体制を構築することで認定農業者・認定新規就農者等の担い手の確  
22 保・育成を図る。併せて、地域計画の実現に向けた支援をしながら、農地中間管理事業等を積極  
23 的に活用し、担い手への農用地の利用集積を促進する。

24 また、効率的で安定した農業経営を実現するため、水田のフル活用や収益性の高い作物の導入  
25 等を推進する。

26 具体的には、阿武隈川流域を中心とする平坦地域は、担い手を核とした売れる米づくりや低コ  
27 ストで効率的な水田農業の確立を図る。また、きゅうりを始めとした野菜、果樹、花き等の高収  
28 益作物の栽培を推進する。加えて、施設化やスマート農業の導入により生産性の向上を図り、収  
29 益性の高い経営の確立を目指す。

30 阿武隈高地並びに西部山間地域等については、集落営農等による担い手への農用地の利用集  
31 積、畜産における効率的な飼養管理技術等の導入、夏季冷涼な気候を利用した野菜や花き等を中  
32 心とした複合経営を推進する。

33 さらに、地域の中で農産物直売や農産加工・販売等の活動が活発化してきているため、道の駅  
34 や農産物直売所等を利用した多様な農業経営の展開を図る。

35 また、営農を再開した地域では、地域計画の実現に向けた支援と並行して多様な担い手の確保  
36 と育成及び集落営農など新たな地域営農システムの構築を推進するとともに、担い手等による管  
37 理耕作などから発展し、持続的な営農の展開に向けた品目の導入や、地域に根ざした畜産業の再  
38 興に向けて耕畜連携の取組等を推進する。

### 1 (3) 県南地方

2 標高差等の多様な自然条件と首都圏に近接する立地条件を生かした、稲作、野菜、果樹、花き  
3 生産の他、畜産も盛んで、多様な農業が行われている。これらの生産振興を通して、効率的かつ  
4 安定的な経営を育成し、地域の農業基盤の強化を図る。

5 このため、各種助成制度等を活用しながら担い手となる認定農業者や認定新規就農者等の確  
6 保・育成を図るとともに、企業等の農業参入の促進や法人経営体の育成等により、活力ある担い  
7 手を育成する。併せて、家族経営協定等を契機とした、女性や後継者等の積極的な経営参画を促  
8 進する。

9 また、地域計画の**実現に向けた支援**をしながら農地中間管理事業等を積極的に活用し、地域に  
10 おける農用地の利用集積による経営基盤の強化及び集落営農等の拡大や機能の充実を進め、地域  
11 計画に位置付けられた**農業の担い手**等の経営発展を図る。

12 生産面では、水稻の直播栽培等による省力化技術の普及拡大を進めるとともに、飼料用米やW  
13 C S用稲の作付等により水田や有機性資源を有効に活用する耕畜連携を進める。

14 また、県南地方の主要作物であるトマト、ブロッコリー、きゅうり、いちご、日本なし、鉢花  
15 等の産地育成に努め、G A P 認証取得や環境保全型農業の**取組**、**スマート農業技術の導入**等を進  
16 める。中山間地域では、畜産の自給飼料生産を進めるとともに、冷涼な気候を活用した園芸作物  
17 の産地化を図る。

### 18 (4) 会津地方

19 地域計画の**実現に向けた支援**と連動させ、**認定農業者**や新規参入等の新規就農者の確保・育成  
20 を進め、地域農業の担い手を確保する。

21 水稻は会津米としてブランドを確立しており、**G A P**や**有機栽培の取組推進により更なる高付  
22 加価値化を図るとともに**、地域の生産基盤の強化を図るため、スマート農業等先端技術の導入に  
23 による規模拡大、農地中間管理事業を活用した担い手への**農用地の利用集積**、センターと連携した  
24 担い手の**法人化を推進する**。

25 具体的には、平坦地域では、水稻を基幹として、大豆、麦、そば等の土地利用型作物、アスパ  
26 ラガス、**かすみそう**等の野菜や花き・果樹等園芸作物、並びに畜産との組合せにより、収益性の  
27 高い複合経営を確立する。特に稲作については、高品質米生産によりブランド力をさらに高めると  
28 ともに、スマート農業等先端技術の活用、カントリーエレベーターやライスセンター等共同利  
29 用施設の利用及び導入促進を図り、規模拡大と省力・低コスト生産を目指す。

30 中山間地域については、地域農業を維持するため集落営農組織、農業法人等の担い手への農用  
31 地の**利用集積**による稲作経営の効率化を進める。また、地域性を生かした特色ある野菜、花き産  
32 地の維持・発展を図るとともに、地域特産物等を活用した**地域産業**6次化の取組を進める。

### 33 (5) 南会津地方

34 35 農業者の高齢化が急速に進み担い手不足が進行しているため、地域の担い手として位置**付**けら  
36 37 れた認定農業者、認定新規就農者等を中心とした地域計画の**実現に向けた支援**を行う。

38 **また**、新規就農希望者の受入や新規就農者のサポート体制を強化し、認定新規就農者や定年帰

1 農者等の認定農業者への誘導などにより、地域農業の担い手の確保・育成を図る。

2 さらに、地域内の合意形成を基本とした集落営農の確立を進める。

3 夏季の冷涼な気候を活用したトマト、アスパラガス、りんどう、宿根かすみそう等を中心とし  
4 た野菜、花きについては、基本技術の徹底や環境に配慮した生産等の推進により産地の維持を図  
5 る。

6 水稻については、地域の大規模経営体への農用地の集約やGAP認証取得の推進、中山間地向  
7 け品種導入による収量向上に努める。

8 特に、ほ場整備実施地区では、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の利用集積や高  
9 収益作物の導入を図り、大規模経営が確立できる営農環境を整備する。

## 11 (6) 相双地方

12 東日本大震災と原子力災害による避難指示や営農の中断等の影響を受けた各地域の実情に配  
13 慮した営農の再開と経営の高度化に向けた取組を推進する。

14 避難指示解除後の営農再開に当たっては、担い手が顕著に減少した中で持続的に発展可能な地  
15 域農業を実現するため、集落営農体制の構築、企業参入を含めた将来の担い手の確保、及び高収  
16 益作物の導入を推進する。

17 また、認定農業者、認定新規就農者等の意欲ある担い手を中心として主食用米や飼料用米の栽  
18 培のほか、麦、大豆の団地化、園芸作物や畜産等の産地化を推進する。

19 併せて、地域計画の実現に向けて、ほ場整備事業等と連動して農地中間管理事業を活用し、担  
20 い手への農用地の利用集積を図る。

21 さらに、スマート農業技術等の省力化技術の普及により、担い手の規模拡大と効率的な生産体  
22 制の構築を図る。

## 24 (7) いわき地方

25 年間を通じて温暖・多照である気象条件を生かした施設園芸の振興により、野菜及び花きを基  
26 幹とした複合経営の育成を図る。

27 市街地近郊産地では、新たな需要開拓と先進的な技術を駆使した野菜等の園芸産地育成を図  
28 り、中山間地域においては、冷涼な気象条件を生かした野菜、花き等の園芸作物、畜産の振興を  
29 図る。

30 地域農業の担い手として、多様な経営体の確保・育成を図りながら集落営農を推進するととも  
31 に、地域の実態に応じ、個別又は組織経営体の育成を図る。

32 また、農用地の有効利用を図るため、地域計画の実現に向けて支援するとともに農地中間管理  
33 事業等を積極的に活用して地域の担い手への農用地の利用集積を促進する。

34 特に、東日本大震災の津波により甚大な被害を受けた沿岸地域においては、ほ場の大区画化に  
35 伴う、担い手への農用地の利用集積を更に進める。

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1の3(1)に示した効率的かつ安定的な農業経営について、現在本県で展開している優良事例を踏まえつつ、地方別の経営類型及び生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する技術、方式等を示す。

### ●農業経営基盤の強化の促進に関する目標

項目	認定農業者	認定新規就農者
主たる従事者1人当たりの年間総労働時間	1,800時間	1,800時間
年間農業所得		
主たる従事者1人当たり	460万円	276万円
1個別経営体当たり (主たる従事者1人＋ 補助従事者1人)	590万円	354万円

### ●地方別経営類型の設定条件

- 「個別経営体」とは、個人又は一世帯によって農業が営まれる経営体であって、他産業従事者並みの労働時間で地域他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもので、これに係る経営類型毎の農業経営指標の前提となる労働力構成については、主たる従事者1人、家族補助従事者1人を基本とした。  
なお、「個別経営体」を想定しているため、表記していない。
- 「組織経営体」とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業従事者並みの労働時間で地域他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社、株式会社のほか、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの）で3世帯の協業組織とし、主たる従事者3人、補助従事者3人を基本とした。
- 「集落営農型」は、集落営農を推進している地域において、「組織経営体」が担い手として位置付けられている経営を想定した。  
なお、「集落営農型」と「組織経営体」を特に区別していない地方においては、「組織経営体・集落営農」と表記した。
- 営農類型の表記は、農産物販売金額第1位部門の販売金額が農産物総販売額の80%以上を占めるもの（単一経営）は第1位部門を表記し、60%以上80%未満のもの（準単一複合経営）は第1位及び第2位の部門を併記し、60%未満のもの（複合経営）は「複合経営」と表記した。
- 経営類型は、「福島県農業経営指標（平成23年3月作成）」等を参考に令和5年度現在の各地域の現状を踏まえ策定した。

1 地方別経営類型

2 地方名	3 県北
-------	------

4 No.	5 営農類型	6 経営規模	7 生産方式
8 1	9 水稲	10 水稲（移植） 11 水稲（移植・飼料用米）	12 1,800 a 13 1,200 a 14 天のつぶ800a、コシヒカリ1000a、高密度播種苗 15 ふくひびき、高密度播種苗
16 2	17 水稲	18 水稲（移植） 19 水稲（作業受託） 20 水稲（移植・飼料用米）	21 2,000 a 22 1,000 a 23 2,000 a 24 ゆみあずさ300a、コシヒカリ600a、その他1,100a、高密度播種苗 25 高密度播種苗 26 ふくひびき2,000a、高密度播種苗
27 3	28 野菜	29 きゅうり（促成） 30 きゅうり（抑制）	31 30 a 32 30 a 33 購入苗
34 4	35 野菜	36 きゅうり（トンネル栽培） 37 きゅうり（遅まき栽培） 38 ねぎ（秋冬）	39 25 a 40 15 a 41 20 a 42 4月播種 43 6月播種 44 チェーンポット利用
45 5	46 野菜	47 きゅうり（長期雨よけ） 48 にら（秋冬）	49 24 a 50 20 a 51 無加温栽培、購入苗利用 52 無加温栽培
53 6	54 野菜	55 きゅうり（長期雨よけ） 56 しゅんぎく（秋冬）	57 26 a 58 10 a 59 無加温栽培、購入苗利用 60 きゅうりの後作での無加温栽培
61 7	62 野菜	63 アスパラガス（施設） 64 にら（秋冬）	65 45 a 66 20 a 67 堆肥多投入による多収栽培、小型選別機利用 68 無加温栽培
69 8	70 果樹	71 もも 72 かき（あんぼ柿）	73 120 a 74 30 a 75 早生種30a、中生種60a、晩生種30a、性フェロモン剤利用 76 原料柿 2,000kg/10a
77 9	78 果樹	79 ぶどう（露地） 80 もも	81 60 a 82 60 a 83 中生種、性フェロモン剤利用
84 10	85 果樹	86 おうとう 87 もも 88 りんご	89 10 a 90 50 a 91 40 a 92 性フェロモン剤利用 93 性フェロモン剤利用
94 11	95 果樹	96 りんご 97 もも	98 80 a 99 50 a 100 性フェロモン剤利用 101 性フェロモン剤利用
102 12	103 花き	104 小ギク（露地） 105 枝物（サクラ）	106 90 a 107 100 a
108 13	109 酪農	110 酪農（ストール） 111 牧草	112 40 頭 113 1,200 a 114 つなぎ飼い方式 115 永年生牧草
116 14	117 肉用牛	118 肉用牛（繁殖） 119 牧草	120 40 頭 121 400 a 122 永年生牧草
123 15	124 複合経営	125 いちご（促成） 126 もも	127 20 a 128 90 a 129 中生種60a、晩生種30a、性フェロモン剤利用

1 地方名	2 県 中
-------	-------

3 No.	4 営農類型	5 経営規模	6 生産方式
7 1	8 水稻	9 水稻 (移植) 1,100 a 10 水稻 (移植・飼料用米) 800 a 11 水稻 (作業受託) 600 a	12 コシヒカリ600a、天のつぶ500a 13 ふくひびき 14 3作業受託
15 2	16 水稻 (組織経営体・ 17 集落営農)	18 水稻 (移植) 3,500 a 19 水稻 (直播) 1,500 a 20 水稻 (飼料用米) 500 a 21 大豆 2,000 a	22 コシヒカリ14ha、ひとめぼれ10ha、天のつぶ11ha 23 天のつぶ、湛水直播、カルパーコーティング 24 ふくひびき
25 3	26 水稻 (組織経営体) (中山間)(※)	27 水稻(移植) 1,300 a 28 水稻(飼料用米) 1,700 a 29 水稻(育苗箱販売) 10 a 30 水稻(作業受託) 2,000 a	31 ひとめぼれ、(密苗) 32 ふくひびき、(密苗) 33 ひとめぼれ、(育苗箱販売 4,444枚) 34 秋作業
35 4	36 工芸作物＋水稻 (中山間)(※)	37 葉たばこ 150 a 38 水稻 (移植) 300 a 39 水稻 (作業受託) 700 a	40 共同育苗 41 ひとめぼれ 42 秋作業
43 5	44 野菜	45 きゅうり (半促成) 30 a 46 きゅうり (抑制) 30 a 47 きゅうり (露地) 30 a	48 4月播種、共同選果 49 補助従事者2人
50 6	51 野菜	52 にら (秋冬) 20 a 53 きゅうり (防虫ネット) 30 a 54 水稻 (作業委託) 90 a	55 防虫ネット栽培、共同選果
56 7	57 野菜	58 にら (秋冬) 20 a 59 なす (露地) 30 a 60 水稻 (作業委託) 110 a	61 2月上旬播種購入苗 62 補助従事者1.5人
63 8	64 野菜＋水稻	65 アスパラガス (施設) 60 a 66 水稻 (移植) 300 a 67 水稻 (作業受託) 400 a	68 パッケージセンター利用 69 コシヒカリ 70 3作業受託
71 9	72 野菜＋水稻 (中山間)(※)	73 水稻 (移植) 300 a 74 トマト (雨よけ) 40 a 75 水稻育苗販売 5 a	76 ひとめぼれ 77 共同育苗、共同選果 78 ひとめぼれ、(育苗箱販売 2,222枚)
79 10	80 果樹	81 りんご 200 a 82 もも 100 a	83 ふじ、性フェロモン剤利用 84 あかつき、性フェロモン剤利用
85 11	86 果樹	87 ぶどう 80 a 88 日本なし 120 a	89 あづましずく等新短梢栽培 90 幸水20a、性フェロモン剤利用、豊水・あきづき等100a、性フェ 91 ロモン剤利用
92 12	93 花き	94 新テッポウユリ 60 a 95 ユキヤナギ 80 a	

No.	営農類型	経営規模	生産方式
13	酪農	酪農 牧草	40 頭 300 a つなぎ飼い方式
14	酪農	酪農 牧草	100 頭 500 a フリーストール方式
15	肉用牛	肉用牛（肥育）	100 頭 黒毛和種、不断給餌
16	肉用牛 (中山間) (※)	肉用牛（繁殖） 牧草 水稲（直播・WCS用稲）	70 頭 250 a 400 a 自家用 チヨニシキ、湛水直播、鉄コーティング
17	複合経営 (中山間) (※)	トマト（雨よけ）(転作) 水稲（移植） 水稲（作業受託）	40 a 300 a 1,000 a 高冷地、4月上旬播種、購入苗、共同選果 里山のつぶ 3作業受託
18	複合経営 (中山間) (※)	ピーマン（露地） ブロッコリー（春） 水稲（移植）	30 a 50 a 300 a 共同育苗、共同選果、ソーラー自動灌水 ひとめぼれ

(※) 中山間: 中山間地域に適する品目、品種を想定

地方名	県南
-----	----

No.	営農類型	経営規模	生産方式	
1	水稲	水稲（移植） 水稲（作業受託） 水稲（直播・飼料用米）	1,700 a 900 a 1,000 a	里山のつぶ300a、ひとめぼれ300a、天のつぶ600a、コシヒカリ500a 天のつぶ500a、コシヒカリ400a ふくひびき1,000a
2	水稲 (組織経営 体・集落営 農)	水稲（移植） 水稲（直播・飼料用米） 大豆	2,000 a 2,000 a 500 a	天のつぶ800a、ひとめぼれ400a、コシヒカリ800a ふくひびき2,000a
3	野菜	トマト（夏秋） ブロッコリー（春まき） ブロッコリー（秋まき） 水稲（移植・飼料用米）	40 a 80 a 80 a 300 a	共同育苗・共選 ふくひびき300a (水稲:育苗、収穫・乾燥・調整作業は委託)
4	野菜	いちご（促成） 水稲（移植）	30 a 300 a	コシヒカリ300a (水稲:育苗、収穫・乾燥・調整作業は委託)
5	野菜	きゅうり（半促成） きゅうり（抑制） 薬物野菜(施設)	30 a 30 a 15 a	共同育苗・共選 共同育苗・共選
6	果樹	日本なし りんご	110 a 100 a	幸水60a、豊水50a、性フェロモン剤利用 ふじ100a、性フェロモン剤利用
7	花き	シクラメン（秋冬出荷） 花壇苗	40 a 30 a	春2.2回転
8	酪農	酪農 牧草 青刈りとうもろこし 牧草（裏作）	100 頭 1,200 a 1,000 a 1,000 a	フリーストール イタリアンライグラス
9	肉用牛	肉用牛（繁殖） 水稲（移植） 牧草	50 頭 400 a 200 a	コシヒカリ400a イタリアンライグラス、水田転作



1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38

No.	営農類型	経営規模		生産方式
11	野菜＋水稲	アスパラガス（施設） 水稲（移植・主食用米）	60 a 900 a	半促成長期どり栽培 コシヒカリ、共同播種、高密度播種技術導入(※2)
12	野菜＋水稲	きゅうり（雨よけ） 水稲（移植・主食用米） 水稲（移植・備蓄米）	30 a 500 a 300 a	雨よけ栽培 コシヒカリ

(※1)大規模経営:主たる従事者2名、補助従事者4名を想定

(※2)高密度播種:密苗、密播のこと

(※3)中規模経営:主たる従事者2名、補助従事者2名を想定

1 地方名	2 南 会 津
-------	---------

3 No.	4 営農類型	5 経営規模	6 生産方式
7 1	8 水稻+そば (中山間) (※)	9 水稻 (移植・主食用米) 1,500 a 10 そば (畑作) 1,500 a 11 そば (転作) 900 a	12 ひとめぼれ 13 散播、機械化体系
14 2	15 野菜 (中山間) (※)	16 アスパラガス (施設) 120 a 17 アスパラガス (露地) 50 a	18 4～9月収穫 19 5～9月収穫
20 3	21 野菜 (中山間) (※)	22 トマト (雨よけ4月播き) 50 a	23 4月播種、7～11月収穫
24 4	25 花き (中山間) (※)	26 りんどう (露地) 150 a	27 極早生40a:2年目以降6月下旬から7月中旬出荷 28 早生40a:2年目以降7月下旬から8月中旬出荷 29 彼岸40a:2年目以降9月上旬から9月下旬出荷 30 晩生30a:2年目以降10月上旬から10月下旬出荷
31 5	32 花き (中山間) (※)	33 宿根かすみそう (4～5月定植) 50 a 34 宿根かすみそう (6～7月定植) 100 a 35 宿根かすみそう (据え置き) 85 a	36 7～8月中旬出荷、雨よけ栽培 37 8月中旬～11月出荷、雨よけ栽培 38 6～7月出荷、雨よけ栽培

(※) 中山間:管内全域が中山間地域に該当。

1	2	地方名	相 双
---	---	-----	-----

No.	営農類型	経営規模	生産方式
4	1 水稲	水稲(移植・主食用米) 水稲(直播・飼料用米)	2,200 a 800 a コシヒカリ550a、天のつぶ1,650a、高密度播種育苗(※) ふくひびき800a
7	2 水稲 (組織経営体・ 集落営農)	水稲(移植) 水稲(直播・飼料用米) 大豆 小麦	2,500 a 4,000 a 1,500 a 2,000 a コシヒカリ1,250a、天のつぶ1,250a、高密度播種育苗 ふくひびき4,000a
10	3 野菜+水稲	ブロッコリー (秋冬) ブロッコリー (春) 水稲 (移植) 水稲 (作業受託)	700 a 100 a 200 a 600 a 露地 コシヒカリ100a、天のつぶ100a、高密度播種育苗
14	4 野菜+水稲	ねぎ (夏秋) ねぎ (秋冬) 水稲 (移植) 水稲 (作業受託)	60 a 140 a 200 a 600 a 転作 機械化体系、転作 コシヒカリ100a、天のつぶ100a、高密度播種育苗
17	5 野菜+水稲	にら (秋冬) 水稲 (移植) 水稲 (作業受託)	40 a 200 a 600 a 施設栽培(パイプハウス) コシヒカリ100a、天のつぶ100a、高密度播種育苗
20	6 野菜+水稲	ミニトマト (施設) 春菊 水稲 (移植) 水稲(作業受託)	35 a 35 a 200 a 600 a 施設栽培(パイプハウス) コシヒカリ100a、天のつぶ100a、高密度播種育苗
23	7 野菜+水稲	タマネギ(秋植え) 水稲 (移植)	650 a 1,800 a 機械化体系 コシヒカリ900a、天のつぶ900a、高密度播種育苗
26	8 果樹	日本なし ぶどう	180 a 20 a 幸水50a、豊水60a、あきづき30a、新高40a、ジョイント栽培20%導入、性フェロモン剤利用 シャインマスカット20a
29	9 花き+水稲	トルコギキョウ ストック 水稲(移植) 水稲(作業受託)	35 a 35 a 200 a 600 a 8月出荷 3月出荷 コシヒカリ100a、天のつぶ100a、高密度播種育苗
32	10 酪農	酪農 飼料作物(牧草)	60 頭 1,000 a
34	11 肉用牛(肥育) +水稲	肉用牛 (肥育) 水稲 (移植) 水稲 (作業受託)	120 頭 200 a 600 a コシヒカリ100a、天のつぶ100a、高密度播種育苗

No.	営農類型	経営規模		生産方式
12	肉用牛(繁殖) +水稲	肉用牛(繁殖) 飼料作物 水稲(移植) 水稲(作業受託)	45 頭 500 a 200 a 600 a	コシヒカリ100a、天のつぶ100a、高密度播種育苗
13	野菜	きゅうり(夏秋) 春菊(秋冬)	25 a 5 a	雨よけ 施設栽培(パイプハウス)
14	野菜+水稲	かんしょ 水稲(移植)	500 a 1,800 a	コシヒカリ900a、天のつぶ900a、高密度播種育苗
15	花き	コギク(露地)	120 a	
16	牧草+水稲	飼料作物(牧草) 水稲(移植・主食用米)	8,000 a 2,200 a	コシヒカリ550a、天のつぶ1,650a、高密度播種育苗

◎相双地方の避難地域等における経営類型については、現時点での設定は困難であるため、基本構想における経営類型の設定は、必要に応じて各市町村と協議する。

(※)高密度播種:密苗、密播のこと

1	2	地方名	いわき
---	---	-----	-----

No.	営農類型	経営規模	生産方式
4	1 水稲+小麦	水稲 (移植・主食用米) 1,000 a 水稲 (移植・飼料用米) 1,200 a 小麦 1,800 a	天のつぶ500a、コシヒカリ500a ふくひびき
6	2 水稲+大豆+そば	水稲 (直播・主食用米) 3,000 a 水稲 (直播・飼料用米) 1,000 a 大豆 2,000 a そば 500 a	ひとめぼれ1,500a、里山のつぶ1,000a、その他500a、湛水直播(カルパーコーティング) ふくひびき、湛水直播(カルパーコーティング)
9	3 野菜	いちご (土耕) 20 a	促成栽培
12	4 野菜+水稲	トマト (周年) 50 a 水稲 (移植・主食用米) 1,500 a	天のつぶ700a、コシヒカリ800a
14	5 野菜	トマト (養液) 100 a	長期多段どり
16	6 野菜	ねぎ (夏秋) 60 a ねぎ (秋冬) 100 a ねぎ (春) 20 a	夏秋どり 60a 秋冬どり 100a 春どり 20a
19	7 野菜+水稲	ねぎ (夏秋) 50 a ねぎ (秋冬) 100 a 水稲 (移植・主食用米) 1,000 a	天のつぶ700a、コシヒカリ300a
22	8 果樹	日本なし 100 a	共同選果、幸水40a、豊水40a、あきづき20a
24	9 花き	トルコギキョウ 40 a ストック 20 a	無加温半促成15a、季咲き15a、抑制10a
26	10 花き	シクラメン 40 a カーネーション 40 a	シクラメン10a、ガーデンシクラメン30a
28	11 肉用牛	肉用牛 (繁殖) 80 頭	ICT機器導入 粗飼料は堆肥と交換による稲わらを利用
30	12 肉用牛+水稲	肉用牛 (繁殖) 40 頭 水稲 (直播・WCS用稲) 300 a	ICT機器導入 WCS用稲: べこごのみ 収穫作業委託、粗飼料はWCS用稲を利用

1 2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標

<p>生産方式</p>	<p>(1) 指標達成のための技術等</p> <p>ア 水稲</p> <p>(7) 生産の合理化を図るため、農用地の利用集積及び集約化による規模拡大や農業機械・施設の共同利用、農作業受委託を進めるとともに、<b>カントリーエレベーターやライスセンター等基幹施設の利用を進める。</b></p> <p>また、直播栽培等の省力・低コスト生産技術や、<b>自動走行トラクター等スマート農業機械</b>の導入を進める。</p> <p>(イ) 高品質・良食味米を安定生産するため、<b>可変施肥田植機等スマート農業機械</b>や、<b>気候変動(温暖化)に対応するための地域条件に適した品種の導入及び品種構成の見直しを行い、作期分散を図る。</b></p> <p>(ウ) 売れる米づくりを進めるため、<b>主食用米については、用途別需要等に応じた品種構成とする。</b></p> <p>(エ) <b>経営の安定化を図るため、備蓄米のほか加工用米、飼料用米、WCS用稲等の非主食用米を組み合わせた生産に取り組む。</b></p> <p>イ 大豆・そば・麦類</p> <p>(7) 実需者が求める<b>品種構成とするため、意見交換などにより需要実態を把握し、需要に応じた品種の作付拡大を図る。</b></p> <p>(イ) 安定した収量・品質を確保するため、<b>堆肥等を活用した土づくりに取り組むとともに、特に水田作では排水対策を徹底するほか、ほ場の団地化、ブロックローテーションの導入及び栽培管理の機械化を図る。</b></p> <p>ウ 野菜</p> <p>(7) 規模拡大を進めるため、<b>購入苗や共同選果場、雇用労力の活用を進める。</b></p> <p>(イ) 高品質安定生産及び出荷期間拡大のため、<b>施設化や作型分化を図るとともに、かん水同時施肥装置や環境測定装置等により、管理作業の自動化、可視化を進める。</b></p> <p>(ウ) <b>加工・業務用野菜については、省力化を図るため、移植・防除・収穫運搬作業等の機械化一貫体系の導入を進め、需要動向を的確に捉えて生産に取り組むとともに、土地利用型野菜の導入を図る。</b></p> <p>エ 果樹</p> <p>(7) もも、りんご、なしでは、<b>性フェロモン剤及び天敵等の利用など、環境と共生する農業に取り組む。</b></p> <p>(イ) 栽培の省力化、高品質安定生産、規模拡大を図るため、もも、りんご等の樹種では<b>低樹高栽培</b>、日本なしでは<b>樹体ジョイント仕立て</b>、また人工受粉のための<b>受粉機、訪花昆虫等の導入を進める。</b></p> <p>(ウ) おうとう及びぶどうの大粒種では、<b>安定生産を図るため、施設化を進める。</b></p> <p>(エ) <b>経営規模の拡大を図るため、雇用労力の確保や農用地の利用集積・集約</b></p>
-------------	--

を進める。

- (ホ) 自然災害や重要病害虫による被害を防ぐため、防風ネットや防霜ファン、多目的防災網の導入を進める。

#### オ 花き・花木

- (ア) 規模拡大を進めるために、大規模園芸施設の整備や多品目栽培、作型の分化による労力分散を図る。
- (イ) 需要に応じた生産を進めるため、電照等による開花調節技術や高温対策技術の導入を進める。
- (ウ) 定植機や選花機等の導入による省力化を推進し、さらには、かん水設備の導入やICTを活用した環境測定等の省力高品質生産のための新たな生産システムの導入等を進める。

#### カ 工芸作物・特産物・養蚕

- (ア) 葉たばこは、省力化を進めるため、高架式作業機やコンパクト乾燥室等の導入を図る。
- (イ) こんにやく・おたねにんじん等は、経営の安定化に向けて、地域に適した品種を導入するとともに、省力化に向けた高能率管理機の整備を進める。
- (ウ) 養蚕は、園芸作物等との複合経営による経営の安定化を図る。

#### キ 畜産

- (ア) 酪農経営は、牛群検定成績を活用した生乳生産を進めるとともに、省力化を進めるため、自動給餌システム、フリーストール、ミルクパーラー方式、搾乳ロボット等の導入を図る。
- (イ) 肉用牛経営は、経営安定化や省力化を図るため、飼養管理技術の改善及び経営内繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産体制の構築を進める。
- (ウ) 飼料生産の効率化を図るため、土地の利用集積や遊休農地の活用を積極的に進めるとともに、高性能機械の導入やコントラクターの活用を図る。
- (エ) 経営安定化及び飼料自給率の向上を図るため、飼料用米、稲WC Sの活用など耕畜連携を進める。
- (オ) 有機性資源の循環利用を図るため、良質なたい肥生産に努め、たい肥供給者リスト等を活用した耕種農家との連携を進める。

#### ク 菌茸

- (ア) しいたけの栽培においては、品種の特性に応じた温湿度管理を行い、発生の安定に努める。
- (イ) 経営規模に即した品種を選定によるコスト低減と収益性向上を図るとともに、自動化、機械化により省力化を進めることで、経営の安定化を図る。

#### ケ 共通

- (ア) 複合経営については、労働力に応じた作目・作型の組合せを進め、作業の平準化を図る。
- (イ) 野菜・花きについては、地域の特性を生かした作目選定を行うとともに、

	<p>施設化を進める。</p> <p>(ウ) 化学農薬・化学肥料の削減や地域における有機性資源の循環利用等、環境と共生する農業に取り組む。</p> <p>(エ) 放射性セシウムの基準値を超過した生産物の流通を回避するため、放射性物質の吸収抑制対策の実施や緊急時モニタリング等により放射性物質濃度を把握する。</p> <p>(2) ほ場の大区画化、農用地の集積・集約及び規模拡大</p> <p>ア 効率的な作業が可能となるようほ場の大区画化を進めるとともに、収益性向上に向けた汎用化を進める。</p> <p>イ 地域計画の実現に向けて、農地中間管理事業の活用等により、農用地の利用集積・集約や経営の規模拡大を図る。</p> <p>ウ 省力化・効率化や収量・品質の向上に向けて、ロボット技術やICTの活用を進める。</p>
経営管理の方法	<p>(1) 簿記記帳を実施し、経営の把握・管理を行うとともに、その結果を踏まえ、経営の合理化を進める。</p> <p>また、青色申告への移行を促進する。</p> <p>(2) 経営の分析に基づく改善計画を立て、その実践にあたる。</p> <p>(3) 家族経営においては、財務、生産面など経営管理を強化するとともに、家族経営協定を締結するなど、経営体内の役割分担を明確にする。また、必要に応じて法人化を進める。生産組織については、経営の高度化・効率化を図り、経営実態等に応じて、法人化を進める。</p> <p>(4) 経営体においては、積極的にGAP認証の取得に取り組み、食品安全、労働安全、環境保全等に配慮した経営を実践する。</p> <p>(5) 各種支援制度等の活用や、経営研修会等への積極的な参加により、経営管理能力の向上を図る。</p> <p>(6) 自然災害等の様々な農業経営のリスクに備えるため、収入保険など各種保険制度を活用する。</p>
農業従事の態様	<p>(1) 個別経営体</p> <p>ア 配偶者や後継者がそれぞれの役割を明らかにし、経営の発展を図るため、家族経営協定を締結し、労働時間の設定や休日制等の就業環境を整備する。</p> <p>イ 計画的な作業と雇用者の確保等により、適正な労力の配分に努め、過重労働を回避する。</p> <p>ウ 酪農経営等では、ヘルパー制度を活用し、他産業並みの休日を確保する。</p> <p>エ 快適な労働環境づくりを進めるとともに、農業機械等を取扱う際には、農作業事故の防止に努める。</p> <p>(2) 組織経営体</p> <p>ア 雇用就農者等人材の確保と定着を図るため、給料、就業時間等の就業規則の作成、各種保険制度等の活用、トイレや休憩室の完備、作業衣の支給など、</p>

	<p>労働環境を整備する。</p> <p>イ 効率的な農作業の実施に向けて、雇用の安定確保と適確な人員配置が重要であり、そのための生産計画、求人に向けた雇用計画を整備する。</p>
--	--

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35

3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示した目標に向かって、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標として、現に認定農業者等が取り組んでいる優良事例等を踏まえつつ、本県における主要な経営類型並びに生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標については、第2の1、2に示した効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標に準ずるものとする。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備とその他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農業が魅力的な職業として若者に選択され、将来にわたり本県農業が地域の基幹産業として持続的に発展していくよう、他産業並みの所得を安定的に確保する意欲ある担い手を育成するとともに、次代の農業を担う新規就農者など農業を担う者を幅広く、安定的に確保・育成していく必要がある。

(1) 個別の担い手については、認定農業者や認定新規就農者等の確保・育成を基本とし、効率的かつ安定的な経営を実現できるよう重点的に支援を行う。また、担い手となる集落営農組織、さらには農作業受託組織やJA出資型法人、参入企業など多様な経営体を育成する。

(2) 次代の農業を担う新規就農者については、本県農業の魅力や就農支援のPRを行うとともに、センター等において、就農相談会の開催や雇用就農希望者を対象とした農業法人等での研修及びマッチング等を実施し、県内外から就農者を確保する。また、農業短期大学校や農業高校との連携を進め、経営管理や技術習得のための教育・研修制度の充実を図るとともに、自営就農者については、県、市町村等の関係機関でサポートする体制づくり、雇用就農者については、他法人雇用者との交流等を進め、円滑な就農と定着を促進し、地域のリーダーとして活躍する農業者を育成する。

(3) 担い手のさらなる発展に向けて、意欲的な農業者や集落営農組織の法人化を促進し、農地中間管理事業を活用した農用地の集積・集約を進めるとともに、スマート農業技術等の導入を推進する。

(4) 中小規模経営、兼業農家などの多様な経営体については、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための組織等に対し、集落営農組織への発展や参画を誘導するなど、地域農業を担う者の確保・育

1 成を推進する。

## 3 2 農業経営・就農支援センターの運営方針及び体制

4 法第 11 条の 11 の規定に基づきセンターを設置し、農業経営の改善に向けた助言・指導、就  
5 農希望者の相談・情報提供、市町村への紹介等を行うなど、関係機関・団体と連携しながら伴  
6 走支援体制を構築する。なお、公益財団法人福島県農業振興公社（以下「公社」という。）は、  
7 県の委託により、センターの事務局機能を担うものとする。

### 9 (1) 運営方針

10 新規就農者の確保・育成、農業経営の安定、発展までの各ステージに応じた総合的な支援  
11 を効率的かつ効果的に実施するため、就農及び経営相談の窓口を一本化し、ワンストップ・  
12 ワンフロアで支援する体制とする。

### 14 (2) 体制

15 県は、J Aグループ福島、一般社団法人福島県農業会議（以下「農業会議」という。）及  
16 び公社の職員が常駐する総合相談窓口である「センター」を福島県自治会館に設置する。

17 責任統括は県農業担い手課長、事務局長は公社が担う。

18 センターは、以下の機関・団体で構成する。

19 [構成員]

20 県、福島県農業協同組合中央会（J Aグループ福島）、農業会議、公社、福島県担い手  
21 育成総合支援協議会、J A福島担い手サポートセンター、福島県農業共済組合、福島県土  
22 地改良事業団体連合会、うつくしまふくしま農業法人協会、福島県指導農業士会、ふくし  
23 ま農山漁村発イノベーションサポートセンター（ふくしま地域産業6次化サポートセンタ  
24 ー）、株式会社日本政策金融公庫福島支店、商工系3団体（福島県よろず支援拠点、一般  
25 社団法人福島県中小企業診断協会、福島県中小企業団体中央会）、公益財団法人福島イノ  
26 ベーション・コースト構想推進機構、公益社団法人福島相双復興推進機構

### 28 (3) 業務の内容・実施方法に関する事項

#### 29 ア 経営・就農サポート活動

30 (ア) 農業者（新規就農者を含む）からの経営に関する相談への対応、必要に応じた経営資  
31 源・財務内容の分析、専門家派遣・巡回指導等による支援を行う。

32 (イ) 就農等希望者や就農等希望者を雇用しようとする農業者等からの就農等に関する相談  
33 への対応・情報提供、就農等希望者の希望に応じた市町村等の関係者への紹介、就農等  
34 のために必要な調整等を行う。

35 (ウ) 各地域における新規就農者の受入体制の構築を支援する。

#### 36 <相談窓口の設置>

37 [総合窓口（就農＋経営）] センター

38 [サテライト窓口] 各農林事務所農業振興普及部、農業普及所

## ＜専門家登録＞

税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、司法書士、行政書士等

## イ 農業を担う者の確保・育成活動

センターは、農業を担う者を確保・育成するため、以下の活動を行う。

### (ア) 重点支援対象者等の掘り起こし活動

センターは、関係機関と連携し、農業経営の法人化をはじめとした経営改善に取り組む意欲が高い農業経営者、農業経営の移譲を希望する農業経営者等の情報を収集し、支援ニーズを把握するための掘り起こし活動を実施する。

### (イ) 人材確保推進活動

市町村・地域毎の受入体制、具体的な農業経営や生活に関する情報を収集し、ホームページ等を活用したPR活動及び就農相談会等のイベントを通じた情報発信を行う。

また、農業法人等の求人や労働環境等に関する情報を収集し、必要に応じて雇用就農を希望する者に対する情報提供を行う。

多様な担い手を確保するため、企業の農業参入を促進するとともに、参入事例等の情報発信を行う。

### (ウ) 相談会等活動

就農等希望者に対する就農相談会（県内・県外）及び農業者を対象とした経営力向上や法人化に係る研修・相談会、経営セミナー、経営継承セミナー等を開催する。

## 3 県が主体的に行う取組

### (1) 支援体制の整備

農業を担う者を幅広く確保・育成するため、センターを設置・運営する。また、農林事務所等に相談窓口を設置し、就農や経営相談への対応や地域での支援を円滑に行うとともに、関係機関・団体と連携し、各地域における新規就農者等の受入体制の整備を支援する。また、本県の農業の魅力、市町村・地域毎の受入体制等について、様々なメディアを活用したPR活動を行うとともに、ホームページ等を活用して情報発信を行う。

### (2) 新規就農者の確保、定着・発展支援

本県の魅力発信と新規就農者の確保に向けて、関係機関・団体と連携しながら就農相談会等を開催するとともに、新規就農者の確保に産地等が一体的となって取り組めるように活動を支援する。

さらに、新たに就農しようとする青年等に対する研修を実施するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する認定新規就農者制度の周知及び国等の支援の活用を働きかける。

### 1 (3) 認定農業者の確保・育成

2 認定農業者を確保するため、市町村と連携し認定農業者制度について周知を図り、新規認  
3 定の誘導等を行う。また、認定農業者が農業経営改善計画を達成できるよう、農林事務所は  
4 巡回指導等を行うとともに、市町村等関係機関や団体、センター等と連携して経営課題の解  
5 決に向けた支援を行う。

### 6 (4) 教育施設での教育・研修

7 農業短期大学校において、教育・研修機能を発揮し、新規就農者に必要な技術や習得や農  
8 業経営の課題解決、スマート農業等の先進技術の習得などの実践的なカリキュラムの充実を  
9 図り、地域のリーダーとして活躍する農業者を育成する。

## 10 4 関係機関・団体との連携・役割分担の考え方

### 11 (1) 市町村

12 就農希望者等の受入について、関係機関と連携した体制を構築するとともに、就農地の生  
13 活・住居等に関する情報の提供や環境の整備、定着に必要な相談対応等のサポートを行う。

14 また、法第6条に基づく各市町村の基本構想において「新たに農業経営を営もうとする青  
15 年等が目標とすべき農業経営の指標」を示し、青年等就農計画の認定を行うとともに、関係  
16 機関・団体の緊密な連携の下に、地域の実情に応じた支援体制の整備と具体的な施策の推進  
17 に努める。

18 特に、地域計画において、農業を担う者として位置付けられた新規就農者に対しては、青  
19 年等就農計画の作成誘導、計画の目標達成に向けた支援に取り組む。

20 また、担い手の減少や遊休農地の拡大等が深刻な過疎・中山間地域においては、多面的で  
21 公益的な機能を維持し地域の活性化を図るため、U I J ターン者等の就農を支援する。

22 認定農業者を確保するため、認定農業者制度について周知を図り、農業経営改善計画の新  
23 規認定や再認定の誘導等を行う。

### 24 (2) 農業関係団体

25 ア 公社は、センターに職員を配置し、事務局機能を担うとともに、県及び市町村、団体と  
26 農業経営の改善に向けた助言・指導、就農希望者への相談対応等を行う。また、本県の農  
27 地中間管理機構として市町村や農業委員会と連携を密にし、担い手の規模拡大や新規就農  
28 者の農地確保が円滑に進むように支援する。さらに、就農準備資金等を活用した新規就農  
29 者の確保・定着を図る。

30 イ 市町村農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談、農地等に関する情報の  
31 提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

32 ウ 農業会議は、センターに職員を配置し、県及び市町村、団体と農業経営の改善に向けた  
33 助言・指導、就農希望者への相談対応等を行う。また、市町村農業委員会の活動や農業経  
34 営

1 営の改善、法人化等を支援する。

2  
3 エ 福島県担い手育成総合支援協議会は、地域協議会や関係団体、市町村と連携し、集落営  
4 農の組織化や法人化等を支援する。

5  
6 オ J Aグループ福島は、センターに職員を配置し、県及び市町村、団体と農業経営の改善  
7 に向けた助言・指導、就農希望者への相談対応等を行う。また、生産技術習得の場づくり  
8 や生産物の安定した販売先の確保、関係機関による受入体制整備の支援、農業労働力確保  
9 や法人化等に向けたサポートを行う。

10  
11 カ 福島県農業共済組合は、自然災害や農産物の価格の低下などの経営リスクに備える収入  
12 保険の加入推進等により、安定した農業経営の確立を支援する。

13  
14 キ 福島県土地改良事業団体連合会は、効率的な農地利用を推進するため、農業者に対し、  
15 土地改良事業等に関する情報提供を行う。

16  
17 ク うつくしまふくしま農業法人協会は、法人化を希望している農業者等に対し、安定的な  
18 農業経営を実践するための助言等を行う。

19  
20 ケ 福島県指導農業士会は、地域のモデルとなる農業者として、青年農業者の育成を支援す  
21 る。

22  
23 コ 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構は、浜通り等 15 市町村への  
24 企業参入に関する相談窓口及び支援を行う。

25  
26 サ 公益社団法人福島相双復興推進機構は、原子力被災 12 市町村への企業の農業参入に関  
27 する支援を行う。

### 28 29 (3) その他団体

30 ア 株式会社日本政策金融公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする認定農業者や経営を  
31 開始する認定新規就農者等を、各種融資制度や情報提供等により支援する。

32  
33 イ ふくしま農山漁村発イノベーションサポートセンター（ふくしま地域産業6次化サポー  
34 トセンター）、商工系3団体（福島県よろず支援拠点、一般社団法人福島県中小企業診断  
35 協会、福島県中小企業団体中央会）は、地域産業6次化や販路拡大を目指す農業者からの  
36 相談等に対応し、経営診断や中小企業向けの施策を活用した支援・サポートを行う。

1 5 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

2 センター、市町村・農業委員会、農林事務所、農業協同組合は相互に情報を提供し、就農希  
3 望者や農業を担う者に対する情報共有、支援等を円滑に実施する。なお、センターは総合相談  
4 窓口として、情報を一元的に管理し、必要な情報を関係機関・団体と共有する。

5

6 (1) 農業経営・就農支援センター

7 就農希望者、就農希望者等を受け入れる農業者等、その他の関係者から就農等に関する相  
8 談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結  
9 果等に応じて研修先や就農先を調整し、市町村の担当者等に紹介する。

10 また、市町村から提供を受けた就農受入や営農・生活等に関する情報について、ホームペ  
11 ージや就農相談会等を通じて就農希望者等に分かりやすく発信する。

12 経営改善に係る支援要望や認定農業者の経営改善状況等の情報を収集し、効率的な支援に  
13 つなげる。

14

15 (2) 農林事務所（農業経営・就農支援センターサテライト窓口）

16 担い手や新規就農者等の総合的な支援を行う指導体制を整備し、センター及び市町村等と連  
17 携し、就農希望者の相談・研修・定着状況を随時把握し、必要な助言・指導を行うとともに、  
18 研修・就農先の変更が必要になった場合は、必要に応じて市町村等との調整を行う。

19 また、青年等就農計画及び農業経営改善計画を作成しようとする農業者に対し必要な指導・  
20 助言を行うとともに、計画達成に向けて支援する。

21 加えて、認定新規就農者が研修する認定研修機関についても、各市町村に対して情報提供を行  
22 い、認定新規就農者が就農しやすい環境づくりに努める。

23

24 (3) 市町村・農業委員会

25 区域内の就農受入組織（地域協議会、JA等）と連携し、区域内における作付け品目毎の  
26 就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農希望者が必要とする情報  
27 をセンターが指定する様式で整理し、センターと共有するとともに、就農希望者への情報発  
28 信等を行う。併せて、必要に応じ、就農希望者等のための農地や機械・施設、住居などに關  
29 する情報の収集・整理に取り組む。

30

31 (4) 農業協同組合

32 組合員等からの営農や経営相談、新規就農希望者の技術習得等に対応するとともに、市町  
33 村等と連携し、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、  
34 県、市町村及びセンターと情報を共有し、新規就農希望者等とのマッチングを行い、円滑に  
35 継承できるよう必要なサポートを行う。

36

37

38

1 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標  
 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

3  
 4 第2に掲げる農業経営を地域において育成した場合、これらの農業経営を営む者が将来の地域にお  
 5 ける農用地の利用に占める面積の割合の目標は、おおむね次に掲げる程度とする。

6 また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の利用集積においては、経営規模拡大  
 7 のメリットを最大限に生かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求め  
 8 られている。

9 このことから、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用  
 10 地の利用集積・集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理機構を  
 11 軸として、県、市町村、農業会議等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯ほの状  
 12 況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図りながら、効率的かつ安定的な農業  
 13 経営を営む者に利用集積された農用地の割合を高めていくことを目標とする。

地 方	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の 利用に占める面積の割合の目標（注1）
県北地方	75%
県中地方	70%
県南地方	71%
会津地方	85%
南会津地方	72%
相双地方	77%（注2）
いわき地方	68%
福島県	75%以上（注3）

15  
 16 （注1）「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、地域  
 17 における担い手（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営）の農用  
 18 地利用面積（所有面積、借入面積及び特定農作業受託面積の合計面積。）の割合の目標である。

1 (注2) 相双地方については、営農が行われている地域(営農再開地域も含む)の目標とし、避難地  
2 域等においては、現段階では具体的目標を定めることが困難な状況にあることから、必要に応じ、  
3 各市町村と別途協議する。

4 (注3) 県「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」の目標に沿って、目標年次は令和13年度  
5 末、県計の面積割合の目標は75%以上とする。

## 7 第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

### 9 1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

10 第2で示すような経営類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の育成と、第4で示すこれらの  
11 農業経営を営む者が地域の農用地利用に占める面積の割合の目標を達成するためには、それぞ  
12 の地域において、令和5年度末の農用地の利用集積面積を基準として次に示す程度に拡大する必  
13 要があり、従来にも増して積極的な取組が必要である。

14 県北地方	2. 1倍 (8,195ha→17,000ha)
15 県中地方	2. 0倍 (12,145ha→24,200ha)
16 県南地方	1. 8倍 (6,145ha→11,200ha)
17 会津地方	1. 5倍 (17,078ha→25,000ha)
18 南会津地方	1. 3倍 (1,960ha→2,600ha)
19 相双地方	1. 9倍 (8,250ha→15,500ha) (※)
20 いわき地方	2. 2倍 (2,294ha→5,000ha)
21 (福島県	1. 8倍 (56,067ha→100,500ha) )

22 (※) 相双地方については、営農が行われている地域(営農再開地域も含む)の目標とし、避難地  
23 域等においては、現段階では具体的目標を定めることが困難な状況にあることから、必要に応  
24 じ、各市町村と別途協議する。

26 このため、県は、本庁関係各課、農林事務所、家畜保健衛生所、農業関係試験研究機関等が連携  
27 して推進する体制を整備するとともに、農業会議、福島県農業協同組合中央会、農業協同組合、農  
28 業共済組合、公社、福島県土地改良事業団体連合会、土地改良区等の関係機関・団体や市町村、農  
29 業委員会との連携の下に、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業をはじめとして、  
30 地域計画推進事業、農用地利用改善事業等を積極的に活用し、農業経営基盤の強化の促進のための  
31 措置を講ずる。

32 また、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の  
33 改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積その他農業経営基盤の強化を促  
34 進するための支援措置を集中化し、農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定の推進を図る。

35 なお、認定農業者のうち、農業経営改善計画の期間を満了する者に対しては、市町村等と連携し、  
36 当初計画の達成状況を点検するとともに、その経営の更なる発展に資するため、新たな計画作成の  
37 支援や経営課題に応じた支援等を重点的に行う。

1 (1) 地域計画推進事業については、地域の話合いに基づき、第2で示すような経営類型における効  
2 率的かつ安定的な農業経営の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、地  
3 域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図の実現に向けて、農  
4 地中間管理機構による農地中間管理事業や特例事業を通じて農用地の利用権の設定等を促進し、  
5 農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

6 ほ場整備実施地区においては、利用権設定を中心に農作業受委託を組み合わせながら担い手  
7 への農用地の利用集積を促進し、経営体の規模拡大を図る。

8 また、ほ場条件が未整備であることや担い手不足から土地利用型農業を主体とする経営体の育  
9 成が困難である地域においては、生産組織の育成等を図りつつ農作業受委託を中心に効率的な作  
10 業単位の形成を進めるとともに、個別の担い手については**経営部門**の複合化を通じた経営発展を  
11 図る。

12  
13 (2) 農用地利用改善事業については、地域の話合いによる地域計画の見直しを通じ、効率的かつ安  
14 定的な農業経営を営む者への農用地の利用集積・**集約化**を進めるため、農用地利用改善団体の設  
15 立と活動を支援する。

16 また、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意の下に、地  
17 区内農用地の受け手となり、遊休農地の発生防止を含めた有効利用を図る組織経営体として、特  
18 定農業法人又は特定農業団体の設立及び特定農用地利用規程に農地中間管理事業の利用に関す  
19 る事柄を定め、担い手への農用地の集積・集約を推進する。

20  
21 (3) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業  
22 従事者の育成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事  
23 業については、各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を主体とした重点的かつ効果  
24 的な実施を図る。

25  
26 (4) 農林事務所は、市町村等地域の関係機関・団体との連携を図るとともに、地域の農業の将来方  
27 向と育成すべき経営体、さらに小規模な農業者、高齢農業者等との連携及び役割分担の明確化が  
28 図られるよう、地域段階における農業者の徹底した話合いや地域計画の**実現に向けた取組を支援**  
29 **する**。

30 また、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し  
31 適切な支援を行うとともに、その達成のために必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化及び  
32 農業従事の態様の改善のための研修を実施する。さらに、経営の指導を担当する者の養成及び法  
33 人の設立・運営に向けた支援の強化等を図る。

34  
35 (5) ほ場の大区画化と集団化した農用地の利用条件の改善を図るため、農地整備事業等の積極的  
36 な導入と地域段階での土地利用調整を推進する。さらには換地を契機とした利用権の設定、農作  
37 業受委託等の総合的推進等により地域の担い手への農用地の利用集積・**集約化**を促進する。

1 2 新規就農者等の確保に関する事項

2 近年の新規就農希望者は、就農前の経歴、就農形態、年齢等が極めて多様化してきているため、  
3 新規就農希望者への情報発信を図るとともに、多様な就農区分や就農形態に対応した方策を積極  
4 的に講じる。

5

6 (1) 就農促進活動

7 ア 義務教育段階の児童・生徒に対しては、農業体験学習等を通じた学校教育と連携し、農業・  
8 農村への理解を醸成する。

9 イ 高校生に対しては、オープンキャンパス等による農業短期大学校への誘導や指導農業士等  
10 が受け入れる農業体験の実施等により、地域農業への理解を促進するとともに、就農に対する  
11 意識を醸成する。

12 また、県内農業法人等の各種情報を収集・分析の上、提供し、雇用就農について考える機会  
13 を増やすとともに、新たに農業経営を開始しようとする者に対しては、先進農家や農業短期大  
14 学等校等の長期研修制度を活用し、農業への理解を深め、就農を促進する。

15 ウ 高等教育課程（大学、短大、専門学校等）の学生に対しては、職業としての農業の魅力が発  
16 信するため、就農ガイドブックの作成、農業法人の雇用事例の発信、相談会、見学会等での相  
17 談対応を通して就農を促進する。

18 エ 都市住民等に対しては、移住促進と併せ、農業・農村の役割や魅力を広く紹介することによ  
19 り、就農を促進する。

20 オ 定年帰農者に対しては、SNS等で農業の魅力や農村での豊かな暮らし情報を発信するとと  
21 もに、県内外の就農相談会において、より具体的な就農ビジョンを提案することで就農を促進  
22 する。

23

24 (2) 就農形態別確保方策

25 ア 自営就農

26 (ア) 新規学卒者

27 就農意欲の高い農業高校生や農業短期大学校生等については、各種就農相談会への参加を  
28 促し、親元就農や雇用就農等、各々に応じた就農形態に誘導する。

29

30 (イ) Uターン・Jターン者

31 認定農業者等担い手の子弟等を中心に、将来的な就農への意向を把握するとともに、継続  
32 的な情報提供、青年農業者との交流、体験研修への誘導等を通じて、就農へと誘導する。

33

34 (ウ) 新規参入者

35 生産現場の視察や体験研修による農業への理解促進、先進農家や農業短期大学校等での  
36 研修を通じた将来の営農ビジョン策定及び技術習得等を支援する。

37 また、関係機関・団体との連携の下に、研修生受入農家の情報整備や第三者継承をはじめ  
38 新規就農者が活用しやすい農地・住宅・施設等の情報収集とマッチングを進め、円滑な就農

を促進する。

#### イ 雇用就農

農業法人等の経営発展への支援を通じて雇用の拡大を促すとともに、センターによる就農相談や農業法人における研修の実施、団体等が有する無料職業紹介所機能によるマッチングにより、円滑な就農を促進する。

また、就農に向けた心構えや就農するために必要な技術・資格の習得を支援する。

#### ウ その他

定年帰農者等については、研修会等により農業経営への理解を深めるとともに、技術習得のために先進農家や農業短期大学校等での研修受講を誘導し、就農を促進する。

### 3 新規就農者等の育成に関する事項

就農形態が多様化する中、新規就農者の状況に応じた育成方策を講じる。

#### (1) 共通する育成方策

##### ア 明確な経営目標の設定支援

新規就農者が農業経営の担い手として成長するためには、明確な経営目標を設定し、その実現に向けて自己の経営管理能力や栽培技術力を高めていくことが求められる。

そこで、就農5年後の経営目標を定めた「青年等就農計画」の作成と目標達成に向けた取組を支援する。

##### イ 融資等の支援

「青年等就農計画」の認定を受けた新規就農者に対しては、農業経営開始に当たっての施設・機械の導入等に対し、各種融資制度等により支援する。

##### ウ 農業青年クラブ等の活動推進

農業青年クラブにおけるプロジェクト活動への取組等を通して、同じ目的意識を持った仲間との交流を促進し、自己の視野を広げるとともに農業経営に必要な課題解決能力を養成する。

##### エ 指導農業士等先進農家との交流促進

指導農業士等と連携して、新規就農者等が地域の先進農家等と交流し、経営管理能力や栽培技術を習得できる技術研修会等を開催する。

##### オ 農業経営改善計画作成への誘導

新規就農者が青年等就農計画の達成状況等から自己の経営目標の一層の向上を目指して農業経営改善計画作成できるよう計画的に誘導する。

1 (2) 就農区分別育成方策

2 ア 農業後継者の育成方策

3 就農直後から責任とやりがいを持って農業経営に取り組める環境を整備するため、家族経営  
4 協定の締結による新規就農者の農業経営への参画を促進する。

5 また、親からの経営継承、親とは別部門での経営展開など経営方針・目標を具体化させ、そ  
6 の実現に向けた取組を支援する。

7  
8 イ 新規参入者の育成方策

9 栽培技術の習得はもとより、地域コミュニティへの溶け込みを促進するため、県、市町村や  
10 農業協同組合等を中心に、地域全体で就農をサポートする体制の整備を支援する。

11  
12 ウ 雇用就農者の育成方策

13 雇用就農者に対しては、雇用する農業法人等と関係機関が連携し、継続的な雇用を目指す  
14 とともに、雇用就農者間の交流促進を進めるなどで雇用就農者の営農継続を支援する。また、  
15 自営就農を希望する雇用就農者に対しては、雇用する農業法人等と関係機関が連携し、独立  
16 に向けて支援する。

17  
18 エ 就農支援方策

19 農地・農業機械、住居の確保には多額の資金が必要となるため、各種補助事業による支援や  
20 第三者継承に関する情報提供、地域における農業機械のマッチング、住環境の整備等を支援す  
21 る。

22  
23 4 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

24 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により農地中間  
25 管理機構に指定された公社は、農業経営の規模の拡大、農用地の面的集積その他農用地保有の合理  
26 化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、法第 7 条に規定する事業を行う。

27  
28 (1) 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等  
29 事業）

30  
31 (2) 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該  
32 農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付を行う事業（農地売渡信託等事業）

33  
34 (3) 法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しよう  
35 する農地所有適格法人に対し、(1)に掲げる事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、  
36 及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株  
37 主に計画的に分割して譲渡する事業（農地所有適格法人出資育成事業）  
38

1 (4) (1)に掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を開始しようと  
2 する者が、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業（研修等事業）

3  
4 附 則

5 この基本方針は、平成 27 年 3 月 27 日から施行する。

6  
7 附 則

8 この基本方針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

9  
10 附 則

11 この基本方針は、令和 5 年 4 月 28 日から施行する。

12  
13 附 則

14 この基本方針は、令和 7 年 月 日から施行する。